証券コード　4443
2025年8月7日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町1番1号
Ｓａｎｓａｎ株式会社
代表取締役社長　寺　田　親　弘

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第18回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会（以下「本総会」といいます）は、法令及び当社定款の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。
本総会には、株主の皆さまが実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申しあげます。なお、ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、4頁記載の【バーチャルオンリー株主総会の運営について】をご確認ください。また、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面またはインターネット等によって事前に議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討いただき、2025年8月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますよう、お願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2025年8月26日（火曜日）午前10時
※ログインは午前9時30分頃から可能となる予定です。
※通信障害等により本総会を上記日時に開催することができない場合には、予備日として2025年8月28日（木曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。
当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（https://ir.corp-sansan.com/ja/ir/stock/meeting.html）で、お知らせします。

2. **開催方法**　場所の定めのない株主総会といたします。
※当社指定のウェブサイト（以下「Sansan株主総会ウェブサイト」）を通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス・ログイン方法、お手続方法等の詳細は、4頁のご案内をご確認ください。
※完全オンラインにて開催するため、会場はございません。

3. **目的事項**

報告事項

1. 第18期（自　2024年6月1日　至　2025年5月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（自　2024年6月1日　至　2025年5月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　取締役（監査等委員である者を除く）7名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

4. 電子提供措置に関する事項

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://ir.corp-sansan.com/ja/ir/stock/meeting.html

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード（4443）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。

以　上

◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

◎議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

◎書面またはインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまが本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。なお、事前に議決権を行使したうえで本総会に出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合は、書面またはインターネット等により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

◎書面またはインターネット等による議決権行使の方法につきましては、7～8頁をご参照ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭に行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、予備日である2025年8月28日（木曜日）午前10時より、延会または継続会を開催いたします。その場合は、速やかに上記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。また、その他、本総会の運営に関して変更等が生じた場合においても、上記当社ウェブサイトで変更内容等をお知らせいたします。

◎本総会における目的事項に関するご質問について、当社指定のウェブサイトにて事前受付を予定しておりますのでご活用ください。詳細は4～6頁のご案内をご確認ください。

◎書面交付請求された株主さまへ送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、監査等委員会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした書類のうち次に掲げる事項は掲載しておりません。当該事項については、上記の各ウェブサイトに掲載している「第18回定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

(1) 事業報告
- 直前3事業年度の財産及び損益の状況
- 対処すべき課題
- 主要な事業内容
- 主要な事業所
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 株式の状況
- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）
- 会社の支配に関する基本方針
- 剰余金の配当等の決定に関する方針

(2) 連結計算書類
- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

(3) 計算書類
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(4) 監査報告
- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査等委員会の監査報告

【バーチャルオンリー株主総会の運営について】

当社は、本総会を『バーチャルオンリー株主総会』方式で開催することといたします。本総会において、議決権のある株主さまは、本総会当日に専用の当社指定ウェブサイト（Sansan株主総会ウェブサイト）にアクセスし、インターネット上でご出席いただくことで、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使のほか、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能となります。

なお、本総会当日、株主さまが実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申しあげます。議決権を行使される株主さまにおかれましては、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただくか、本総会当日に当社指定の「Sansan株主総会ウェブサイト」を通じたご出席にて行使いただきますよう、お願い申しあげます。

ご出席いただくために必要となるSansan株主総会ウェブサイトのURL、アクセス・ログイン方法、お手続方法等の詳細は、以下の通りとなります。

また、同サイトでは、事前のご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2025年8月26日（火曜日）　午前10時～

※ログインは午前9時30分頃から可能となる予定です。
※ただし、通信障害等の影響により本総会を上記日時で開催することができなかった場合には、予備日である2025年8月28日（木曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。

2. ご出席方法について

①パソコン等を使用し下記URLまたは下記の二次元コードを読み込み、Sansan株主総会ウェブサイトにアクセスしてください。

Sansan株主総会ウェブサイト：https://web.sharely.app/login/sansan-18

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。
※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を必ずお手元にお控えください。
※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。
ヘルプページ参照サイト：https://sharely.zendesk.com/hc/ja/

3. ご質問方法について

本総会の目的事項に関するご質問につきましては、本総会当日に上記Sansan株主総会ウェブサイトにログイン後、議長の指示に従って、同サイト上で行っていただきますようお願いいたします。また、当日本総会に出席されない株主さまにおかれましては、下記期間内に事前質問受付サイトを通じて事前質問を行うことができます。

なお、ご質問は株主さま1名につき2問まで、ご入力いただく質問の文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申しあげます。なお、当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたしますが、いただいたご質問の全てに回答できない場合がございます。

事前質問の方法
①パソコン等を使用し下記URLまたは下記の二次元コードを読み込み、Sansan株主総会事前質問受付サイトにアクセスしてください。

【事前質問受付サイト】https://web.sharely.app/e/sansan-18/pre_question

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしていただき、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

＜事前質問受付期間＞　2025年8月4日（月曜日）午前10時～2025年8月25日（月曜日）午後5時

※株主の皆さまからのご関心が特に高いと思われる事項を中心に、本総会当日にご説明させていただく予定です。

4. 動議について

本総会において動議をご提出される場合は、本総会当日に上記Sansan株主総会ウェブサイトにログイン後、議長の指示に従って、当該ウェブサイト上で行っていただきますようお願いいたします。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信する等、動議であるか否かの判別ができないものは動議として取り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 議決権行使の方法

書面またはインターネット等による事前の議決権行使のほか、本総会当日のSansan株主総会ウェブサイトからのご出席によるインターネットを通じた議決権の行使をいただくことができます。

本総会当日の議決権行使をご希望される株主さまにおかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただきながら、議長の案内に従って議決権を行使くださいますよう、お願い申しあげます。

書面またはインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまが本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。なお、事前に議決権を行使したうえで本総会に出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合は、書面またはインターネット等により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

6. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置します。もっとも、通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本総会当日に、本総会の延期または続行の議長一任決議について諮り、また、株主さまへの周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

7. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主さまの利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使をご希望の株主さまのうち、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

8. 代理出席の取扱いについて

代理人による本総会出席を希望される株主さまは、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主さま１名に委任いただきますようお願いいたします。ご希望の株主さまは、本総会の開催に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先まで必ずメールアドレスを書面にご記載のうえご送付ください。

＜代理人に関する書面の提出先＞

〒150-6228 東京都渋谷区桜丘町1-1 渋谷サクラステージ 28F Sansan株式会社株主総会事務局宛

＜ご提出期限＞ 2025年8月19日（火曜日）必着

※委任状のひな形は下記URLをご参照ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/4407904256791

注意事項

・本総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。

・ご質問や動議のご提出等を行う際に、同様の内容の送信を繰り返すことや、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシーまたは名誉を害するものその他不適切な内容等の送信等、株主の皆さまとの貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行及び本総会システムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令または議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を強制的に遮断させていただく場合があります。

・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備していますが、視聴される株主さまの通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。

・本総会当日において、株主さま側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。

・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主さまのご負担となります。

・映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ID及びパスワードを第三者に伝えることも禁じます。

・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問い合わせ窓口】

＜問い合わせ先＞03-6683-7661

（受付日時：2025年8月26日(火曜日) 午前9時～本総会終了時刻から1時間後まで）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

「Sansan株主総会ウェブサイト」を通じてご出席される場合

当社指定の「Sansan株主総会ウェブサイト」にアクセスのうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

日　時

2025年8月26日（火曜日）
午前10時
（アクセス可能時刻：午前9時30分頃より）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年8月25日（月曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月25日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

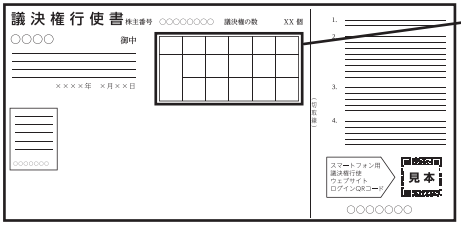

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 賛 に○印
- 全員反対の場合 ≫ 否 に○印
- 一部の候補者に反対の場合 ≫ 賛 に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２、３、４号議案

- 賛成の場合 ≫ 賛 に○印
- 反対の場合 ≫ 否 に○印

・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
・書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.tosyodai54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

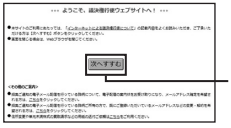

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社
電話：0120－88－0768（フリーダイヤル）
受付時間　午前９時～午後９時

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事　業　報　告

（自　2024年　6月　1日
　至　2025年　5月31日）

1. 企業集団の現況

(1)　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは、「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションの下、「ビジネスインフラになる」というビジョンを掲げ、クラウドソフトウエアにテクノロジーと人力によってアナログ情報をデジタル化する仕組みを組み合わせた手法を軸に、人や企業との出会いをビジネスチャンスにつなげる、働き方を変えるDXサービスを提供しています。

具体的には、企業の営業活動や請求書業務、契約書業務等に対して、デジタルトランスフォーメーション（DX）を促進するサービスを展開しており、DXへの意識改革や働き方の変化、SaaSビジネスへの関心の高まり等によって、DX市場は2030年度に8兆350億円（2023年度見込比4兆153億円増）（注1）、国内SaaS市場は2027年度に2兆990億円（2023年度見込比6,862億円増）（注2）の規模に達すると予想されています。当社が提供する営業DXサービス「Sansan」は、法人向け名刺管理サービス市場においてNo.1の売上高シェア（84.1%）（注3）を占めており、同市場は当社サービスの成長等につれて、2013年から2023年にかけて約18倍に拡大しています。また、当社が提供する経理DXサービス「Bill One」は、クラウド請求書受領サービス市場においてNo.1の売上高シェア（47.0%）（注4）を獲得しており、2023年度の同市場は、前年同期と比べて133.1%拡大しています。

当連結会計年度の経営成績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	第 17 期 （2024年5月期） （前連結会計年度）	第 18 期 （2025年5月期） （当連結会計年度）	前連結会計年度比
売上高	33,878	43,202	+27.5%
売上総利益	28,814	37,410	+29.8%
調整後営業利益（注5）	1,709	3,555	+108.0%
経常利益	1,224	2,743	+124.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	953	424	△55.5%

当連結会計年度においては、堅調な受注状況を背景に、さらなる売上高成長の実現に向け、「Sansan」及び「Bill One」の営業体制の強化等に取り組みました。また、Eight事業においては、収益性に焦点を当てた事業方針の下、さらなる収益拡大に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比27.5%増、売上総利益は前連結会計年度比29.8%増（売上総利益率は86.6%）となり、堅調な実績となりました。また、売上高の伸長や売上総利益率の改善に加え、採用人数が前連結会計年度比で減少したことによる売上高人件費率の低下等により、調整後営業利益は前連結会計年度比108.0%の増益、経常利益は前連結会計年度比124.1%の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、2025年5月22日に公表した「Unipos株式会社に係る優先株式の追加取得及び資本業務提携の解消並びに投資有価証券の譲渡に伴う損失（特別損失）の計上に関するお知らせ」に記載の通り、株式売却契約損失引当金繰入額2,301百万円を特別損失に計上したことにより、前連結会計年度比55.5%減となりました。

（注） 1. 「2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市場編／企業編」富士キメラ総研
2. 「ソフトウェアビジネス新市場 2023年版」富士キメラ総研
3. 「営業支援DXにおける名刺管理サービスの最新動向2025」（2025年1月 シード・プランニング調査）

4. デロイト トーマツ ミック経済研究所「高成長が続くクラウド請求書受領サービス市場」
（ミックITリポート2024年12月号）
5. 調整後営業利益：営業利益＋株式報酬関連費用＋企業結合に伴い生じた費用（のれん償却額及び無形固定資産の償却費）

セグメント別の業績は以下の通りです。

なお、当連結会計年度より、これまで各セグメントに配賦していなかった全社費用を一定の方針に基づき配賦しており、前連結会計年度の実績にも遡及して反映しています。

イ．Sansan／Bill One事業

当事業セグメントには、営業DXサービス「Sansan」や経理DXサービス「Bill One」等のサービスが属しています。

当連結会計年度におけるSansan／Bill One事業の成績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	第 17 期 （2024年5月期） （前連結会計年度）	第 18 期 （2025年5月期） （当連結会計年度）	前連結会計年度比
売上高（注6）	29,948	37,785	+26.2%
「Sansan」	22,889	26,766	+16.9%
「Sansan」ストック	21,509	25,136	+16.9%
「Sansan」その他	1,379	1,629	+18.1%
「Bill One」	6,168	9,790	+58.7%
その他	889	1,229	+38.1%
調整後営業利益	2,251	3,581	+59.1%

（単位：百万円）

	第 17 期 （2024年5月期） （前連結会計年度）	第 18 期 （2025年5月期） （当連結会計年度）	前連結会計年度比
「Sansan」			
契約件数	9,693件	10,701件	+10.4%
契約当たり月次ストック売上高	197千円	210千円	+6.6%
直近12か月平均月次解約率（注7）	0.42%	0.49%	+0.07pt
「Bill One」			
MRR（注8）	640	913	+42.7%
有料契約件数	2,816件	3,932件	+39.6%
有料契約当たり月次ストック売上高	227千円	232千円	+2.2%
直近12か月平均月次解約率（注7）	0.33%	0.33%	－

（注） 6. 外部顧客への売上高及びセグメント間の内部売上高または振替高の合計値
7. 各サービスの既存契約のMRRに占める、解約に伴い減少したMRRの割合
8. Monthly Recurring Revenue（月次固定収入）

a.「Sansan」

主に人材育成による営業体制の強化に取り組んだこと等により、契約件数は前連結会計年度比10.4%増、契約当たり月次ストック売上高は前連結会計年度比6.6%増となりました。また、直近12か月平均月次解約率は0.49%（前連結会計年度比0.07ポイント増）となり、1%未満の低水準を維持しました。

この結果、「Sansan」売上高は前連結会計年度比16.9%増、うち、固定収入であるストック売上高は前連結会計年度比16.9%増、その他売上高は前連結会計年度比18.1%増となりました。

b.「Bill One」

人材の採用や育成を中心とした営業体制の強化に取り組んだ結果、有料契約件数は前連結会計年度比39.6%増、有料契約当たり月次ストック売上高は前連結会計年度比2.2%増となりました。また、直近12か月平均月次解約率は0.33%（前連結会計年度と同水準）となり、1%未満の低水準を維持しました。そのほか、2024年6月から「Bill Oneビジネスカード」を活用した「Bill One経費」のサービス提供を開始し、さらに同年9月からは請求書発行から入金消込までを一気通貫で完結可能な「Bill One債権管理」のサービス提供を開始しました。

この結果、「Bill One」の2025年5月におけるARR（注9）は10,962百万円となり、売上高は前連結会計年度比58.7%増となりました。

（注）9. Annual Recurring Revenue（年間固定収入）

c. その他

AI契約データベース「Contract One」の売上拡大に向け、既存サービスで培った強みや知見、ノウハウ等を活かして、営業体制の強化や機能拡充等に取り組みました。また、連結子会社であるクリエイティブサーベイ株式会社（注10）において、「Ask One」の販売強化等に取り組みました。

この結果、その他売上高は前連結会計年度比38.1%増となりました。

（注）10. クリエイティブサーベイ株式会社は2025年6月1日付でナインアウト株式会社へ商号変更しました。

以上の結果、Sansan／Bill One事業の売上高は前連結会計年度比26.2%増、調整後営業利益は前連結会計年度比59.1%増となりました。

ロ. Eight事業

当事業セグメントには、名刺アプリ「Eight」やイベント書き起こしサービス「logmi」シリーズが属しています。

当連結会計年度におけるEight事業の成績は以下の通りです。

（単位：百万円）

	第 17 期 （2024年5月期） （前連結会計年度）	第 18 期 （2025年5月期） （当連結会計年度）	前連結会計年度比
売上高（注11）	3,548	5,051	+42.4%
BtoCサービス	347	402	+15.8%
BtoBサービス	3,200	4,649	+45.3%
調整後営業利益	△462	63	－
「Eight」			
「Eight」 ユーザー数（注12）	372万人	409万人	+36万人
「Eight Team」 契約件数	4,608件	5,451件	+18.3%

（注） 11. 外部顧客への売上高及びセグメント間の内部売上高または振替高の合計値

12. アプリをダウンロード後、自身の名刺をプロフィールに登録した認証ユーザー数

a. BtoCサービス

デジタル名刺交換等の機能拡充を行った結果、「Eight」ユーザー数は前連結会計年度比36万人増の409万人となり、BtoCサービス売上高は前連結会計年度比15.8%増となりました。

b. BtoBサービス

各サービスのマネタイズ強化に継続して取り組んだ結果、BtoBサービス売上高は前連結会計年度比45.3%増となりました。また、名刺管理サービス「Eight Team」においては、契約件数が順調に増加し、前連結会計年度比18.3%増となりました。

なお、2024年6月に連結子会社化し、同年9月に連結子会社ログミー株式会社が吸収合併した、かえでIRアドバイザリー株式会社の業績が期首より寄与しています。

以上の結果、Eight事業の売上高は前連結会計年度比42.4%増となりました。調整後営業利益は、売上高の増加に加え、収益性を重視した事業運営に注力した結果、63百万円（前連結会計年度は462百万円の損失）となり、黒字化を実現しました。

事業別の外部顧客への売上高

（単位：百万円）

事業区分	第17期（2024年5月期）（前連結会計年度）		第18期（2025年5月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
Sansan/Bill One事業	29,938	88.4%	37,773	87.4%	7,834	26.2%
Eight事業	3,542	10.4	5,039	11.7	1,496	42.2
その他	397	1.2	389	0.9	△7	△1.9
合計	33,878	100.0	43,202	100.0	9,323	27.5

② 設備投資の状況

主として本社オフィス等の増床工事や改修等を行った結果、建物附属設備等の有形固定資産を2,656百万円取得しました。また、内製・外注含めて480百万円のソフトウエアを取得しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2024年6月3日付でかえでIRアドバイザリー株式会社(現ログミー株式会社)の株式を取得し、連結子会社としました。

(2)　直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 15 期 (2022年5月期)	第 16 期 (2023年5月期)	第 17 期 (2024年5月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2025年5月期)
売上高　(百万円)	20,420	25,510	33,878	43,202
経常利益　(百万円)	968	122	1,224	2,743
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△)　(百万円)	857	△141	953	424
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)　(円)	6.87	△1.13	7.59	3.36
総資産　(百万円)	26,292	31,200	37,592	47,984
純資産　(百万円)	12,093	13,190	14,772	16,040
1株当たり純資産　(円)	95.59	100.95	111.30	118.29

(注)　2021年10月8日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っています。当該株式分割が第15期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益または当期純損失及び1株当たり純資産を算定しています。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Sansan Global Pte. Ltd.	5,620千シンガポールドル	100.0%	シンガポール地域等における営業及びマーケティング業務の代行
Sansan Global Development Center, Inc.	10,000千フィリピンペソ	100.0%	当社プロダクトの開発
Sansan Global (Thailand) Co., Ltd.	10,000千タイバーツ	100.0%	当社プロダクトに係る各種コンサルティング業
ログミー株式会社	16,350千円	100.0%	デジタルメディア事業／ITコンサルティング／Webサイトの企画・制作・運営／イベント・セミナーの企画・実施
クリエイティブサーベイ株式会社	100,000千円	63.1%	WEBアンケート・リサーチツールの企画・開発・運営・販売
株式会社言語理解研究所	58,000千円	65.8%	大規模言語知識を活用した業務効率化及び高度付加価値創出事業

(注) 1. クリエイティブサーベイ株式会社は2025年6月1日付でナインアウト株式会社へ商号変更しました。

2. 2024年6月3日付で、かえでIRアドバイザリー株式会社の発行済株式の全部を取得し、完全子会社としました。また、2024年9月1日付で同社を消滅会社として、当社子会社ログミー株式会社が吸収合併しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念において「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションの下、「ビジネスインフラになる」というビジョンを掲げており、このミッション、ビジョンの実現に向けて、人や企業との出会いをビジネスチャンスにつなげる、働き方を変えるDXサービスを展開しています。

中期財務方針として、第18期（2025年5月期）から第20期（2027年5月期）における、堅調な売上高成長の継続と利益成長の加速を目指しており、最も重要な経営指標である売上高については、当該期間の年平均成長率として、22%から27%を目指します。次に、重視する利益指標として採用する調整後営業利益は、売上高成長のために必要な投資を行いながらも成長を加速させ、第20期（2027年5月期）における調整後営業利益率として18%から23%を目指します。

ミッションやビジョンの実現に向け、当社が認識する主な経営課題、対処すべき課題は以下の通りです。

① Sansan／Bill One事業の売上最大化

「Sansan」や「Bill One」「Contract One」は、業種や業態を問わず幅広い企業を対象とするサービスであり、今後も大きな顧客開拓余地があります。「Sansan」においては、全社利用を前提とした新規顧客獲得や既存顧客の利用拡大を推進するとともに、生成AIを活用した機能を強化することで、サービス価値のさらなる向上を目指します。また、「Bill One」においては、現在展開している請求書受領や経費精算といったさまざまなサービスをワンパッケージで提供することで、営業活動効果の最大化を図るとともに、生成AIを活用した新サービスによる、新たな収益機会の創出に取り組みます。さらに、「Contract One」においても生成AIを活用した機能拡充を図り、サービス価値を向上させながら、営業体制の強化を通じて、さらなる販売拡大を目指します。

② Eight事業の収益拡大

収益性を重視した事業運営体制の下、登録ユーザー409万人を有する「Eight」のネットワークを活用し、ビジネスイベント等のBtoBサービスのマネタイズを強化することで、さらなる事業成長を目指します。

③ M&Aの活用

グループ各社の企業価値向上に向けた施策を推進するとともに、当社グループが保有するリソースやノウハウを有効活用することで、シナジーの創出に取り組みます。また、M&Aの活用は重要な成長戦略の1つに位置付けており、今後も積極的な検討を進めます。

④ 優秀な人材の採用・育成と多様性の確保

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えています。当社グループの企業理念や事業内容に共感した優秀な人材が、高い意欲を持って働ける環境や仕組みを構築しながら、人材の多様性確保を進めていきます。

⑤ セキュリティリスクに対する管理体制の継続的な強化

当社グループは、提供サービスを通じて個人情報をはじめとした重要な情報資産を多く取り扱っているため、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えています。現在においても、情報セキュリティ方針や個人情報保護方針等を策定した上で、情報資産を厳重に管理する等、情報保護については万全の注意を払っていますが、今後も社内体制や管理方法の強化、整備を行っていきます。

⑥ 技術力の強化

アナログ情報を正確にデータ化する技術は、当社グループの競争力の源泉であり、さまざまなサービスの成長を支える共通基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えています。これまで独自で開発したさまざまな技術やAIと、人の力を組み合わせることで高品質のデータ化を実現してきましたが、現在では独自に開発した生成AIを組み合わせることで、さらなる効率化に取り組んでいます。今後も、国内外における優秀な技術者の採用や、先端技術への投資、モニタリング等を通じて、技術力のさらなる向上に取り組みます。

(5) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

事業区分	事業内容
Sansan／Bill One事業	営業DXサービス「Sansan」や経理DXサービス「Bill One」等の提供
Ｅｉｇｈｔ事業	名刺アプリ「Eight」やイベント書き起こしサービス「logmi」シリーズの提供

(6) 主要な事業所（2025年5月31日現在）

① 当社

本　　社　　東京都渋谷区

② 子会社

Ｓａｎｓａｎ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｐｔｅ．　Ｌｔｄ．	シンガポール
Sansan Global Development Center, Inc.	フィリピン
Sansan Global (Thailand) Co., Ltd.	タイ
ログミー株式会社	東京都渋谷区
クリエイティブサーベイ株式会社	東京都港区
株式会社言語理解研究所	徳島県徳島市

（注）クリエイティブサーベイ株式会社は2025年6月1日付でナインアウト株式会社へ商号変更しました。

(7) 使用人の状況（2025年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
Sansan/Bill One事業	1,703名	281名増
Eight事業	217名	60名増
その他	315名	5名減
合計	2,235名	336名増

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、上記使用人（正社員・契約社員）以外に、臨時社員・派遣社員を924名雇用しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,961名	263名増	31.7歳	3.1年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、上記使用人（正社員・契約社員）以外に、臨時社員・派遣社員を914名雇用しています。

(8) 主要な借入先の状況（2025年5月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	825百万円
株式会社りそな銀行	787百万円
三井住友信託銀行株式会社	739百万円
株式会社三菱UFJ銀行	600百万円
株式会社三井住友銀行	441百万円
株式会社阿波銀行	125百万円
株式会社日本政策投資銀行	55百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2025年5月22日開催の取締役会決議に基づき、同年6月30日付で株式会社日本政策投資銀行保有のUnipos株式会社のA種優先株式を追加取得し、同年7月1日に当社保有の同社普通株式及びA種優先株式全てを株式会社リンクアンドモチベーションへ譲渡し、Unipos株式会社との資本業務提携を解消しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年5月31日現在）

① 発行可能株式総数　　470,800,000株

② 発行済株式の総数　　126,516,452株

（注）1. 発行済株式の総数には自己株式142,571株が含まれています。

2. 当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式総数が681,036株増加しました。

③ 株主数　　7,347名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＣＮＫ	32,809,100株	25.96%
JPLLC CLIENT ASSET S-SK J	15,689,215株	12.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,535,300株	7.55%
寺田親弘	8,185,300株	6.48%
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	4,485,900株	3.55%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	4,421,400株	3.50%
富岡圭	4,119,400株	3.26%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,365,800株	2.66%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,302,683株	1.82%
塩見賢治	2,209,400株	1.75%

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

⑤　その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得について決議し、以下の通り取得しました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	141,700株
取得価額	299,948,600円
取得期間	2024年7月12日から2024年8月21日まで（約定ベース）
取得方法	東京証券取引所における市場買付

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2019年1月9日
新株予約権の数		89,345個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 357,380株 （新株予約権1個につき4株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,400円 （1株当たり 850円）
権利行使期間		2021年2月1日から 2029年1月8日まで
行使の条件		（注）1
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 9,500個 目的となる株式数 38,000株 保有者数 1名

（注）1. 第3回新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(2) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(3) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

2. 取締役1名が保有している第3回新株予約権は、使用人として在籍時に付与されたものです。

		第９回新株予約権
発行決議日		2022年8月30日
新株予約権の数		2,900個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　290,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 126,900円 （1株当たり 1,269円）
権利行使期間		2024年8月31日から 2032年8月30日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　2,900個 目的となる株式数　290,000株 保有者数　5名

（注）第9回新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2032年8月30日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

		第12回新株予約権
発行決議日		2023年8月29日
新株予約権の数		1,448個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 144,800株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 （1株当たり 1円）
権利行使期間		2026年8月30日から 2033年8月29日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,448個 目的となる株式数 144,800株 保有者数 4名

（注）第12回新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2033年8月29日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。
ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第13回新株予約権
発行決議日		2024年7月11日
新株予約権の数		2,218個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 221,800株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 178,300円 （1株当たり1,783円）
権利行使期間		2026年7月12日から 2034年7月11日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 2,218個 目的となる株式数 221,800株 交付対象者数 102名

（注）第13回新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2034年7月11日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

		第15回新株予約権
発行決議日		2024年9月17日
新株予約権の数		228個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 22,800株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 230,300円 （1株当たり2,303円）
権利行使期間		2026年9月18日から 2034年9月17日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 228個 目的となる株式数 22,800株 交付対象者数 3名

（注）第15回新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2034年9月17日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

		第16回新株予約権
発行決議日		2024年11月19日
新株予約権の数		159個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 15,900株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 198,600円 （1株当たり1,986円）
権利行使期間		2026年11月20日から 2034年11月19日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 159個 目的となる株式数 15,900株 交付対象者数 4名

（注）第16回新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2034年11月19日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年5月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺田 親弘	執行役員/CEO/CPO
取締役	富岡 圭	執行役員/COO/Sansan事業部・Bill One事業部管掌役員 Unipos㈱ 社外取締役
取締役	塩見 賢治	執行役員/CISO/DPO/技術本部・Eight事業部管掌役員
取締役	大間 祐太	執行役員/CHRO/人事本部管掌役員
取締役	橋本 宗之	執行役員/CFO/コーポレート本部管掌役員 Unipos㈱ 社外取締役
取締役	赤浦 徹	インキュベイトファンド㈱ 代表取締役 ㈱エスプール 社外取締役 ㈱ダブルスタンダード 社外取締役 ㈱jig.jp 社外取締役 ㈱ispace 社外取締役
取締役	齋藤 太郎	㈱dof 代表取締役 ㈱CC 取締役 フォースタートアップス㈱ 社外取締役 ㈱ZOZO 社外取締役
取締役（監査等委員）	鈴木 真紀	佐藤真太郎法律事務所 弁護士 nmsホールディングス㈱ 社外取締役 監査等委員 長谷川香料㈱ 社外監査役
取締役（監査等委員）	塩月 燈子	㈱サイバーエージェント 取締役 常勤監査等委員
取締役（監査等委員）	代田 常浩	Alto㈱ 代表取締役

（注）1. 赤浦徹氏、齋藤太郎氏、鈴木真紀氏、塩月燈子氏及び代田常浩氏は、社外取締役です。

2. 監査等委員である取締役 塩月燈子氏は、会計士補資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

3. 監査等委員である取締役 代田常浩氏は、米国証券会社及びグローバルファン

ドにおいて国内外のM&Aや資金調達、投資等の豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

4. 赤浦徹氏は、2024年8月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を辞任し、取締役に就任しています。
5. 齋藤太郎氏は、2024年8月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を任期満了により退任し、取締役に就任しています。
6. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の監査等委員会補助人を置き、主要会議への参加や重要書類等の閲覧等を通じて情報把握を行い、内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定していません。
7. 当社は、赤浦徹氏、齋藤太郎氏、鈴木真紀氏、塩月燈子氏及び代田常浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
8. 当事業年度後の重要な兼職の異動について
   富岡圭氏及び橋本宗之氏は、2025年7月1日付でUnipos㈱の社外取締役を辞任しました。
   鈴木真紀氏は、2025年6月27日付でnmsホールディングス㈱の社外取締役 監査等委員を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 赤浦徹氏及び齋藤太郎氏並びに監査等委員である取締役 鈴木真紀氏、塩月燈子氏及び代田常浩氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役 寺田親弘氏、富岡圭氏、塩見賢治氏、大間祐太氏、橋本宗之氏、赤浦徹氏、齋藤太郎氏、鈴木真紀氏、塩月燈子氏及び代田常浩氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分

・被補償者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部

また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部または一部を返還することとしています。

・被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
・本契約に基づき補償を受けた費用等の全部または一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分
・当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該填補を受けた部分

なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

④　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社取締役（以下「役員等」といいます。）であり、取締役会決議により被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当した場合には填補の対象としないこととしています。

・当社及び役員等が違法に利益または便宜を得た場合
・法令及び当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為

⑤　取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、当事業年度の取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等に係る決定方針につき、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて取締役会において決定しています。当事業年度の取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等は、固定の金銭報酬である基本報酬、短期のインセンティブ報酬である業績連動賞与並びに中長期インセンティブ報酬である株価条件付ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションから構成しています。なお、監査等委員である取締役の報酬等は、その役割と職務を勘案し、固定の金銭報酬である基本報酬のみとしています。

当事業年度の取締役（監査等委員である者を除く）の個別報酬等については、客観性及び透明性を確保する観点から委員の過半数及び委員長を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会において審議し、その内容及び決定プロセスが当該決定方針に基づくものである旨の答申を行い、その答申内容に基づいて取締役会が決定していることから、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

また、当社取締役会は2025年7月24日付で、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等に係る決定方針を一部改定する旨の決議を行っています。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

ａ．基本報酬（固定の金銭報酬）及び業績連動報酬に関する取締役の個別報酬等の額または算定方法の決定方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する個別の金銭報酬等として、基本報酬（固定の金銭報酬）及び事業年度毎の業績向上に対する短期のインセンティブ報酬としての業績連動賞与を支給する。監査等委員でない社外取締役に対しては基本報酬（固定の金銭報酬）のみを支給する。

監査等委員でない取締役の個別基本報酬額は、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績や経済状況等を勘案し、毎期、更新・決定するものとする。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個別業績連動賞与額は、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において、各事

業年度の業績目標値に対する達成度合いに応じて、各取締役の職責等を勘案したうえで、毎期、更新・決定するものとする。各事業年度において計算基礎となる個人別の賞与基準額と業績目標値の達成度合いに応じた支給係数を設定し、賞与基準額に支給係数0%～200%の範囲で乗じて計算される額を支給する。各事業年度の業績目標値には当社において重要な経営指標である連結売上高及び調整後営業利益を用いる。業績目標値の達成度合いが100%の場合における金銭報酬全体に占める業績連動賞与総額の割合は、15%程度を目安とする。

なお、監査等委員である取締役の個別基本報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内において、監査等委員全員の協議により決定している。

＜2025年7月24日付改定内容＞

・業績目標値を連結売上高成長率及び調整後営業利益を用いる。

・金銭報酬全体に占める賞与基準額の総額の割合は、30%程度を目安となるように設計する。

b．非金銭報酬の導入及び決定方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個別報酬等として、中長期のインセンティブ報酬としての株価条件付ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションを付与する場合がある。これらのストックオプションについては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、取締役のパフォーマンス及び貢献意欲を最大化させ、かつ株主価値との連動性をより強化し適切なリスクテイクが図られるようなインセンティブとなるべく、基本報酬との割合の決定並びに適切な制限及び条件設定を行うものとする。

また、その他取締役の個別報酬等として非金銭報酬制度を導入する場合には、取締役会の決議を要するものとする。当該報酬制度を導入する際には、その内容及び金額（算定方法）の決定方針並びに個別報酬等を構成する各報酬の割合について、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて取締役会にて決定する。

＜2025年7月24日付改定内容＞

・2026年5月期以降に監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個別報酬等として付与するストックオプションに関して、取締役及び当該取締役の管掌領域内において法令や当社内部規程に対する重大な違反行為等があった場合に、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、取締役会の決定により、当該取締役に付与した未行使のストックオプションの全部または一部を喪失させることができるものとするマルス条項を定める。

c．取締役の報酬等の水準・支給・付与の時期や条件の決定方針

取締役の報酬等は、外部調査機関の役員報酬データベースを活用し、当社と同程度の事業規模及び関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考として設計する。

取締役の報酬等のうち、固定報酬は月例とし、業績連動賞与については、毎年一定の時期に一括して支給する。また、株価条件付ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションは過去の付与実績や在任年数等を踏まえ支給・付与の時期及び条件等を検討するものとする。

なお、報酬として支払われるべき費用が別途発生する場合にはこの限りではない。

d．報酬等の内容決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個別報酬等は、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて取締役会にて決定する。

なお、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株価条件付ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションを発行する場合、株主総会決議を得るものとし、株主総会議案の内容については、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて取締役会にて決定する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動賞与	ストックオプション	
取締役（監査等委員である者を除く）	459	214	26	219	7
（うち社外取締役）	(9)	(9)	(－)	(－)	(2)
監査等委員である取締役	19	19	－	－	5
（うち社外取締役）	(19)	(19)	(－)	(－)	(5)
合　　計	479	233	26	219	12
（うち社外役員）	(28)	(28)	(－)	(－)	(7)

（注）1. 上表には、2024年8月27日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任し、取締役（監査等委員である者を除く）に就任した社外取締役2名を含んでいます。

2. 取締役（監査等委員である者を除く）の基本報酬の額には、2023年5月30日に国税庁が公表した「ストックオプションに対する課税（Q&A）」において、信託型ストックオプションが権利行使時に行使価格と行使時点の株式の時価との差額について給与所得課税が行われるとの見解を示したことに伴う対応として、取締役（監査等委員である者を除く）2名が付与を受けた権利未行使の信託型ストックオプションに係る追加負担分に対する補填として支給した金銭49百万円を含んでいます。

3. 業績連動賞与の額の計算基礎となる業績目標値には当社において重要な経営指標である連結売上高及び調整後営業利益を用いています。当事業年度における業績目標値は連結売上高43,303百万円及び調整後営業利益3,342百万円であり、実績は連結売上高43,202百万円（達成率99.7%）及び調整後営業利益3,555百万円（達成率106.3%）となりました。当事業年度の業績連動賞与の額の計算方法は以下の通りです。

業績連動賞与の額＝賞与基準額×支給係数①×指標ウェイト75%
＋賞与基準額×支給係数②×指標ウェイト25%

支給係数①

連結売上高目標達成率	支給係数
105%以上	200%
102.5%以上	150%
100%以上	100%
97.5%以上	75%
95%以上	50%
95%未満	0%

支給係数②

調整後営業利益目標達成率	支給係数
110%以上	200%
105%以上	150%
100%以上	100%
95%以上	75%
90%以上	50%
90%未満	0%

4. ストックオプションの欄には、取締役（監査等委員である者を除く）に対する株価条件付ストックオプション及び株価条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しています。
5. 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬限度額は、2024年8月27日開催の第17回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分50百万円以内）と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く）の員数は7名（うち社外取締役2名）です。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年1月30日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。
7. 取締役（監査等委員である者を除く）に対する株価条件付ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、2022年8月30日開催の第15回定時株主総会において、上記5.の報酬限度額とは別枠で250百万円以内（当該株主総会開催日から1年以内に発行する本新株予約権の総数は、5,000個を限度とする）と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く）の員数は5名です。当該株主総会決議に基づき第16期に発行した新株予約権の内容は、「2.会社の現況　(2)新株予約権等の状況　①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の第9回新株予約権の欄に記載の通りです。
8. 取締役（監査等委員である者を除く）に対する株価条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、2023年8月29日開催の第16回定時株主総会において、上記5.及び7.の報酬限度額とは別枠で250百万円以内（当該株主総会開催日から1年以内に発行する本新株予約権の総数は、3,000個を限度とする）と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く）の員数は5名です。当該株主総会決議に基づき第17期に発行した新株予約権の内容は、「2.会社の現況　(2)新株予約権等の状況　①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の第12回新株予約権の欄に記載の通りです。

ハ．社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	兼　職　状　況	当 社 と の 関 係
社外取締役	赤浦　徹	㈱エスプール 社外取締役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
		インキュベイトファンド㈱ 代表取締役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
		㈱ダブルスタンダード 社外取締役	特別の利害関係はありません。
		㈱jig.jp 社外取締役	特別の利害関係はありません。
		㈱ispace 社外取締役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。

区　分	氏　名	兼　職　状　況	当　社　と　の　関　係
社外取締役	齋藤　太郎	㈱dof 代表取締役	特別の利害関係はありません。
		㈱CC 取締役	特別の利害関係はありません。
		フォースタートアップス㈱ 社外取締役	同社と当社の間では、Eightサービス及び同社提供サービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
		㈱ZOZO 社外取締役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。

区　分	氏　名	兼　職　状　況	当　社　と　の　関　係
社外取締役 (監査等委員)	鈴木　真紀	佐藤真太郎法律事務所 弁護士	特別の利害関係はありません。
		nmsホールディングス㈱ 社外取締役 監査等委員	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
		長谷川香料㈱ 社外監査役	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
社外取締役 (監査等委員)	塩月　燈子	㈱サイバーエージェント 取締役 常勤監査等委員	同社と当社の間では、Sansan/Bill Oneサービス及びEightサービス並びに同社提供サービスに関する取引関係がありますが、両者にとっての取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は1%未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。
社外取締役 (監査等委員)	代田　常浩	Alto㈱ 代表取締役	特別の利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	赤　浦　　徹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回及び指名報酬諮問委員会3回のうち2回並びに監査等委員退任までに開催された監査等委員会3回のうち2回に出席しました。ベンチャーキャピタル事業における長年の職務経験及び他の会社役員としての豊富な知見を踏まえ、当社の投資・財務戦略及び事業成長に関する質疑や意見具申を行うなど、独立役員として客観的な立場から発言を行っています。また、指名報酬諮問委員会の委員として客観的な立場から取締役の候補者選任、報酬決定プロセス等について審議に参画しました。
社外取締役	齋　藤　太　郎	当事業年度に開催された取締役会13回及び指名報酬諮問委員会3回並びに監査等委員退任までに開催された監査等委員会3回の全てに出席しました。経営者観点並びにブランディング及びコミュニケーションデザインに関する幅広い知見を踏まえ、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに関する質疑や意見具申を行うなど、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っています。また、指名報酬諮問委員会の委員として客観的な立場から取締役の候補者選任、報酬決定プロセス等について審議に参画しました。
社外取締役 (監査等委員)	鈴　木　真　紀	当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会13回及び指名報酬諮問委員会3回の全てに出席しました。弁護士及び他の会社役員としての豊富な知見と経験を踏まえ、法律的な側面及び多様性に関する質疑や意見具申を行うなど、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っています。また、指名報酬諮問委員会の委員長として取締役候補者選定、報酬決定プロセス等について審議を主導しました。
社外取締役 (監査等委員)	塩　月　燈　子	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会13回の全てに出席しました。会計士補資格及び法務博士（専門職）の学位並びに事業会社における職務経験に基づいた会計・監査・法務に関する幅広い見識を活かし、監査・監督の観点と多様性に関する質疑や意見具申を行うなど、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っています。また、2024年8月まで指名報酬委員を務め、開催された指名報酬諮問委員会2回全てに出席し、客観的な立場から取締役の候補者選任、報酬決定プロセス等について審議に参画しました。

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	代　田　常　浩	当社取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会10回の全てに出席しました。企業経営やグローバルファンドにおける投資、財務・会計に関する幅広い見識を活かし、投資・財務・コーポレートガバナンスに係る質疑や意見具申を中心に、独立役員としてより客観的な立場から発言を行っています。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について相当と判断し、同意しています。

3. 当社の重要な子会社のうち、Sansan Global Pte. Ltd.、Sansan Global Development Center, Inc.及びSansan Global (Thailand) Co., Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の決議に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

4. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システムに関する基本方針）は以下の通りです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）

取締役及び従業員は、当社の経営理念並びに行動準則である「Sansanのカタチ」に則り、法令及び定款をはじめとする社内規程を遵守することはもとより、高い倫理観に基づく適正な企業活動を行う。

代表取締役社長をコンプライアンスの最高責任者として、コンプライアンス体制を統括する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに係る方針及び施策の決定を行うとともにその状況把握に努め、コンプライアンスを推進する。

「内部通報制度規程」を整備し、その周知及び運用により取締役及び従業員等による違法・不正・反倫理的行為の未然防止、早期発見、是正措置及び再発防止に努める。

代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づく監査を実施し、法令や定款、社内規程等に基づく業務執行が行われているかを確認するとともに、発見された課題については、随時改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

取締役の職務執行に関する文書、帳票類、電磁的記録等の各種情報については「情報資産管理規程」に基づき、機密度に応じて分類の上、適切に作成・保存・管理する。

取締役は、当該文書及び記録を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危機管理体制）

当社の事業活動に潜在する各種リスクについては、社内規程及び対応体制の整備を通じ、適切に管理する。

業務執行上または内部監査プロセス等において各部署で抽出されたリスクについては、発生頻度及び影響度の観点からリスク評価を行い、リスクの未然防止や早期発見に努める。

当社事業の特性上、個人情報の適切な取り扱いを最重要視し、個人情

報保護管理者を設けるとともに、「個人情報保護基本規程」を中心とした各種社内規程を定め、個人情報管理に伴うリスクの極小化を図る。情報システムにおけるセキュリティ及びリスク管理に関する責任と権限を有する最高情報セキュリティ責任者を選任し、「情報システム管理規程」を定め、情報セキュリティリスクの低減に努める。

インシデントの発生及び各種リスクの顕在化に備え、迅速かつ適切に報告・管理・対応する仕組みを整備する。当社に重大な損失の発生が予測されるインシデントが発生し、または各種リスクが顕在化した場合、取締役は速やかに監査等委員会に報告を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率性確保体制）

法令、定款及び「取締役会規程」に則り、定時取締役会を毎月１回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、経営計画をはじめとした重要事項についての審議・決定並びに業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行う。

取締役会の決定及び委任に基づく機動的な業務執行を実現するべく、業務執行取締役等で構成する経営会議を設置するとともに、執行役員制度及び組織規程の整備・運用を通じて、機関、組織及び役職に関する権限と責任を明確化することにより、適切かつ効率的な意思決定及び業務執行体制を構築する。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（企業集団内部統制）

当社及び子会社から構成されるSansanグループは、グループ共通で適用される方針及び規程、各会社の経営理念及び行動準則並びに各会社に適用される法令及び定款をはじめとする社内規程をそれぞれ遵守し、高い倫理観に基づく適正な事業活動を行うことを方針として掲げ、公明正大かつ責任あるビジネスの展開に努め、Sansanグループの持続的成長に資するものとする。

子会社に対する経営関与についての基本方針として、「子会社管理規程」を制定し、子会社との間で経営管理契約を締結することにより、子会社の事業運営における重要事項について当社の承認または当社への報告を求める体制を整備する等、グループガバナンスが機能する体制を整備する。

内部監査室は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。

⑥　財務報告に係る内部統制体制（財務報告の適正性を確保するための体制）

当社及び子会社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法その他当社及び子会社に適用される国内外の法令等に基づき、「財務報告に係る内部統制基本方針」をはじめとする社内規程を整備し、適切に運用する。

また財務報告に関するモニタリング体制を整備・運用し、それらを通じて内部統制上の問題（不備）が把握された場合には、適時・適切に報告される体制を整備する。

IT（情報インフラ）について、財務報告に係る内部統制に関し有効かつ効率的に利用するとともに、それらの全般統制及び業務処理統制について適切に対応する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき事務局に関する事項、当該事務局員の独立性に関する事項及び当該事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項（監査等委員会事務局及び事務局員の設置）（監査等委員会事務局員の独立性）（監査等委員会事務局員への指示実効性確保）

監査等委員会に直属する事務局を設置し、監査等委員の職務補助に専従する事務局員を置く。

当該事務局員に対する指揮命令権限は監査等委員会に専属し、その選任・異動・人事考課・処分等の人事に関する事項については、監査等委員会に事前通知の上、同意を得る。

⑧　取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制（監査等委員会への報告体制）

取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況を速やかに報告するとともに、監査等委員会からの要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

「内部通報制度規程」の運用により、適切な報告体制を確保するとともに、当該制度を利用して報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（監査等委員会監査の実効性確保のための体制）

監査等委員または監査等委員会事務局員は取締役会その他の重要な会議に出席し、監査に必要な情報収集を行うことで、監査の効率性と実効

性を確保する。

代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図る。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うほか、内部監査室からの監査計画及び監査結果の報告を受ける等、監査機関との情報交換を随時行う。

内部通報制度をはじめとするコンプライアンス体制の運用状況について、定期的に監査等委員会へ報告する。

監査等委員会がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、これに応じる。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しており、その運用状況の概要は以下の通りす。

当事業年度において取締役会は13回開催されました。取締役による職務執行の適法性を確保し効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席し、業務執行取締役との意見交換が行われました。また、監査等委員会は13回開催されています。監査等委員会には専任の事務局員を配置し、内部監査実施状況の他、監査等委員会の要請に応じた報告や情報提供を行っています。なお、取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が6回ありました。また、常勤取締役及び管掌役員の全員をもって構成される経営会議を適宜開催し、取締役会及び管掌役員等の適正かつ迅速な業務執行及び意思決定に資する運用を行っています。

法令遵守体制並びに業務適正性の確保については、当社の全ての事業所、部門及び国内外の子会社を対象とし、3年に1度以上の頻度で被監査対象となるように監査計画を策定し、内部監査を実施しています。また、事業の許認可や国際標準規格等の認証の取得及び維持のために必要な業務については毎年監査を実施しています。監査結果は毎月とりまとめ、代表取締役及び監査等委員会に報告し、年に一度、監査結果の総括報告を取締役会に行っています。改善が必要な事項については被監査部門に対して是正指示を行い、改善状況をモニタリングの上、再度代表取締役及び監査等委員会に報告しています。内部監査における監査等委員会との連携等を通じて内部統制システムの更なる高度化を図っています。

リスク管理については、個人情報漏えいの可能性がある事故並びに緊急事態の一覧を取締役会に月次報告し、潜在的リスクの把握に努めています。また、個人情報の適正な取扱への知識及び理解を深めるため、臨時社員を含む従業員に対し個人情報保護研修を実施するとともに、社員及び契約社員については個人情報保護士の資格取得を奨励し、取得状況の把握を行っています。なお、個人情報保護基本規程等の整備・運用状況についても個人情報保護監査責任者によって策定された年間監査計画書に基づき監査を実施しています。その他、当社の情報システムセキュリティについて、脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施し、客観的視点を入れた脆弱性対策を行っています。

子会社管理体制については、子会社管理規程に基づき連結対象となる子

会社と経営管理契約を締結の上、重要事項の事前承認等を通じた業務執行状況の把握を行うとともに、実務運営面における課題共有や指導・助言を行っています。また海外の各子会社については現地監査法人による独自監査を受ける等、当社並びに子会社の業務運営の適正性を確保しています。

財務報告に係る内部統制体制については、社内規程である「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、内部統制評価年度計画書に基づく評価を内部監査室が実施しました。期中評価を元に各評価項目を対象にロールフォワード手続を実施した結果、当連結会計年度における内部統制は有効である旨を確認しています。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えています。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入していませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行っていきます。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、内部留保とのバランスを考慮した上で安定した株主還元を実施していくことを基本方針としています。

当社では、第18期（2025年5月期）から第20期（2027年5月期）にかけて、堅調な売上高成長の継続と調整後営業利益の成長加速を目指す中期財務方針を設定しています。この方針に加えて、足元の財務状況や株価動向並びにストックオプションの発行・権利行使による株式の希薄化率等を総合的に勘案した上で、株主還元の一環として自己株式の取得についても機動的に実施を検討していく方針です。

当事業年度においては、事業が成長フェーズにあることから、財務体質の強化に加えて、内部留保の充実を図り、事業拡大のために必要な投資を実行していくことが株主の皆さまに対する最大の利益還元につながると考え、配当は見送りとしています。

なお、当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めており、剰余金の配当を行う場合、中間と期末の年2回の実施を基本方針としています。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**35,392**	**流動負債**	**27,792**
現金及び預金	31,172	買掛金	815
売掛金	1,409	1年内返済予定の長期借入金	938
前払費用	1,077	未払金	2,708
その他	1,742	未払法人税等	1,100
貸倒引当金	△9	未払消費税等	669
固定資産	**12,591**	前受金	17,469
有形固定資産	**2,637**	賞与引当金	1,016
建物及び構築物	1,994	株式売却契約損失引当金	2,301
その他	642	その他	773
無形固定資産	**1,675**	**固定負債**	**4,150**
ソフトウエア	724	長期借入金	2,634
のれん	951	役員退職慰労引当金	58
その他	0	退職給付に係る負債	59
投資その他の資産	**8,278**	その他	1,399
投資有価証券	3,727	**負債合計**	**31,943**
敷金	2,063	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,964	**株主資本**	**14,775**
その他	523	資本金	7,203
		資本剰余金	4,800
		利益剰余金	3,072
		自己株式	△302
		その他の包括利益累計額	**173**
		その他有価証券評価差額金	97
		為替換算調整勘定	75
		新株予約権	**973**
		非支配株主持分	**118**
		純資産合計	**16,040**
資産合計	**47,984**	**負債純資産合計**	**47,984**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（自2024年 6月 1日 至2025年 5月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**43,202**
売上原価		**5,791**
売上総利益		**37,410**
販売費及び一般管理費		**34,609**
営業利益		**2,800**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	5	
為替差益	3	
助成金収入	25	
その他	17	67
営業外費用		
支払利息	27	
支払手数料	5	
投資事業組合運用損	39	
寄付金	15	
その他	36	124
経常利益		**2,743**
特別利益		
新株予約権戻入益	36	
投資有価証券売却益	418	455
特別損失		
固定資産除却損	47	
本社移転費用	241	
投資有価証券評価損	126	
株式売却契約損失引当金繰入額	2,301	
減損損失	43	2,759
税金等調整前当期純利益		**439**
法人税、住民税及び事業税	1,031	
法人税等調整額	△1,006	25
当期純利益		**414**
非支配株主に帰属する当期純損失		△9
親会社株主に帰属する当期純利益		**424**

（注） 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（自2024年 6月 1日 至2025年 5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,774	4,371	2,648	△2	13,792
当連結会計年度変動額					
新株の発行	429	429			858
自己株式の取得				△299	△299
親会社株主に帰属する当期純利益			424		424
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	429	429	424	△299	982
当連結会計年度末残高	7,203	4,800	3,072	△302	14,775

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	134	79	213	638	128	14,772
当連結会計年度変動額						
新株の発行						858
自己株式の取得						△299
親会社株主に帰属する当期純利益						424
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△36	△3	△40	335	△9	285
当連結会計年度変動額合計	△36	△3	△40	335	△9	1,268
当連結会計年度末残高	97	75	173	973	118	16,040

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　7社

・連結子会社の名称

Sansan Global Pte. Ltd.
Sansan Global Development Center, Inc.
Sansan Global (Thailand) Co., Ltd.
ログミー株式会社
クリエイティブサーベイ株式会社
株式会社言語理解研究所
他1社

(連結範囲の変更)

当連結会計年度において、Sansan Corporationは、清算が結了したため、連結の範囲から除外しています。

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

投資事業有限責任組合等への出資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。また、組合等がその他有価証券を保有する場合で当該有価証券に評価差額金がある場合には、評価差額金に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法を、その他については定率法を採用しています。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しています。

ハ．リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

ハ．役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。

ニ．株式売却契約損失引当金

保有する株式及び今後取得予定の株式の売却契約の締結を踏まえ、これに伴って発生する損失に備えるため、その損失見込額を計上しています。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑥　収益及び費用の計上基準

Sansan／Bill One事業

一定の期間で移転されるサービスには、営業DXサービスである「Sansan」及び経理DXサービスである「Bill One」等があり、その主たるサービスは契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しています。

また、「Sansan」の名刺、「Bill One」の請求書のデータ化の従量課金部分については、対象となる名刺または請求書の枚数及び契約に基づく単価より算出された金額を収益として認識しています。

Eight事業

一定の期間で移転されるサービスには、BtoCサービスである個人向け名刺管理サービス「Eightプレミアム」、BtoBサービスである企業向け名刺管理サービス「Eight Team」、採用関連サービス及び広告配信サービスがあります。これらは、契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格の総額を按分し収益を認識しています。

一時点で移転される財またはサービスには、BtoBサービスである採用関連サービス、広告サービス及び各種ビジネスイベントサービスがあります。

広告サービスにおいて広告物を制作し、顧客に提供される場合には、顧客に広告物が移転された時点で、収益を認識しています。また、イベントビジネスサービスではイベントの開催により財またはサービスが顧客に移転されるため、開催の都度、収益を認識しています。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却を行っています。

⑧　外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

2. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　2,043百万円（相殺前）

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積もっています。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　951百万円

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。当連結会計年度においては、見積将来キャッシュ・フローの悪化を認識したのれんを含む資産グループについて、43百万円の減損損失を計上しています。

なお、当該見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積将来キャッシュ・フローが悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券　2,320百万円（非上場株式）

当該金額には当社の主要な投資先であるUnipos株式会社に対する投資として種類株式1,900百万円が含まれています。

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

投資有価証券（非上場株式）は、主に既存事業とのシナジーの創出や事業領域の拡大を目的として投資した市場価格のない株式であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行います。なお、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式等については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討したうえで、それを考慮した実質価額により減損処理の要否を判断しています。超過収益力等の減少の有無の判断評価にあたっては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価しています。当連結会計年度においては、超過収益力の毀損を認識した銘柄について、126百万円の評価損を計上しています。また、Unipos株式会社への投資については、5.連結損益計算書に関する注記（2）株式売却契約損失引当金繰入額に記載のとおり、株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づき、売却に伴って発生する損失に備えるため、保有する種類株式に関する損失見込額907百万円を株式売却契約損失引当金として計上しています。

なお、市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損処理を行う可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　849百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
―	―	のれん	43百万円

当社グループは、原則として事業の種類を考慮し、主として提供するサービス等によってグルーピングしています。

連結子会社である株式会社ダイヤモンド企業情報編集社ののれんについて、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額をゼロとして評価しています。

(2)株式売却契約損失引当金繰入額

株式売却契約損失引当金繰入額は、2025年5月22日付の株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づいて行う、Unipos株式会社（以下、「Unipos社」）の普通株式及び種類株式の売却に伴って発生する損失に備えるため、その損失見込み額を計上したものです。当該損失は、2025年5月31日時点で当社が保有するUnipos社の普通株式及び種類株式の売却契約に基づく損失及び株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ社」）より株主間契約に基づいて取得する種類株式の売却契約に基づく損失からなっており、その内訳金額は以下の通りです。なお、当社は2021年5月にUnipos社の種類株式に関してDBJ社との間で株主間契約を締結しており、当該株主間契約に基づき当社がコールオプションを行使することによりDBJ社が保有するUnipos社の種類株式のすべてを追加取得することとしています。

上記の株式譲渡契約に基づく株式の譲渡は2025年7月1日付で実施しており、譲渡に伴って発生する損失は確定しています。

当社保有株式の売却契約の締結に伴って生じる損失（普通株式）	31百万円
当社保有株式の売却契約の締結に伴って生じる損失（種類株式）	907百万円
DBJ社より取得する株式の売却契約の締結に伴って生じる損失	1,362百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　126,516,452株

(2) 自己株式の種類及び株式数

普通株式　142,571株

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　2,287,144株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針です。資金調達については、必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入による調達で賄っています。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

敷金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金はすべてが1年以内の支払期日です。

長期借入金は主に運転資金及び投資資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で3年7ヶ月後です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、当社グループの債権回収対応に関する細則に従い、財務経理部において取引先別に期日残高を管理するとともに入金状況を事業部門に随時連絡し、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しています。

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っています。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。（（注）3.参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
投資有価証券	312	312	－
敷金	2,063	1,766	△296
資産計	2,375	2,078	△296
長期借入金	3,572	3,563	△8
負債計	3,572	3,563	△8

（注）1.　「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

2.　投資有価証券には、当社の主要な投資先であるUnipos株式会社に対する投資として普通株式64百万円が含まれており、当該普通株式については、5.連結損益計算書に関する注記（2）株式売却契約損失引当金繰入額に記載のとおり、株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づき、売却に伴って発生する損失に備えるため、当該普通株式に関する損失見込額31百万円を株式売却契約損失引当金として計上しています。

3.　長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金が含まれています。

4.　市場価格のない株式等は「投資有価証券」に含めていません。また、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は「投資有価証券」に含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※)	2,320
投資事業有限責任組合への出資	1,095

（※）　非上場株式には、当社の主要な投資先であるUnipos株式会社に対す

る投資として種類株式1,900百万円が含まれており、当該種類株式については、5.連結損益計算書に関する注記（2）株式売却契約損失引当金繰入額に記載のとおり、株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づき、売却に伴って発生する損失に備えるため、当該種類株式に関する損失見込額907百万円を株式売却契約損失引当金として計上しています。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	292	－	－	292
その他	－	－	20	20
資　産　計	292	－	20	312

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	－	1,766	－	1,766
資　産　計	－	1,766	－	1,766
長期借入金	－	3,563	－	3,563
負　債　計	－	3,563	－	3,563

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

J-KISS型新株予約権は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しています。

敷金

敷金の時価は、その将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

セグメント区分	当連結会計年度
Sansan／Bill One事業	
Sansan（ストック）	25,134
Sansan（その他）	1,629
Bill One	9,787
その他	1,221
Eight事業	
BtoCサービス	402
BtoBサービス	4,636
その他事業	389
顧客との契約から生じる収益	43,202
外部顧客への売上高	43,202

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産である売掛金は、各サービスにおける顧客との契約に基づく債権です。

契約負債である前受金は、顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点またはサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下の通りです。なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は13,536百万円です。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
売掛金（期首残高）	1,229
売掛金（期末残高）	1,409
契約負債	
前受金（期首残高）	13,651
前受金（期末残高）	17,469

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下の通りです。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めていません。

（単位：百万円）

	当連結会計年度
1年以内	175
1年超	118
合計	293

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産　118円29銭

(2) 1株当たり当期純利益　3円36銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（第17回新株予約権の発行）

当社は、2025年7月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役、執行役員及び従業員に対し、第17回新株予約権を発行することを決議しました。

第17回新株予約権

新株予約権の数	5,694個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式　569,400株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使価額（円）	新株予約権1個当たり　201,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格1株当たり　2,010円 資本組入額1株当たり　1,005円
新株予約権の割当日	2025年9月12日
新株予約権の割当対象者	当社執行役員　13名 当社従業員　159名 当社子会社取締役　2名 当社子会社執行役員　1名 当社子会社従業員　4名
新株予約権の行使期間	2027年7月15日から2035年7月14日
新株予約権の行使の条件	※

（※）1.　本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2035年7月14日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2.　本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3.　本新株予約権者が死亡した場合には、相続は認めないものとする。

4.　本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

5.　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

6.　各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

貸借対照表

（2025年5月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**34,040**	**流動負債**	**27,207**
現金及び預金	30,021	買掛金	729
売掛金	1,195	1年内返済予定の長期借入金	938
前払費用	1,036	リース債務	149
その他	1,796	未払金	2,738
貸倒引当金	△8	未払法人税等	1,080
固定資産	**13,725**	未払消費税等	617
有形固定資産	**2,589**	前受金	17,127
建物	1,956	預り金	279
工具、器具及び備品	198	賞与引当金	970
リース資産	423	株式売却契約損失引当金	2,301
その他	10	その他	275
無形固定資産	**723**	**固定負債**	**4,033**
ソフトウエア	723	長期借入金	2,634
投資その他の資産	**10,412**	リース債務	316
投資有価証券	3,727	その他	1,082
関係会社株式	2,081	**負債合計**	**31,241**
関係会社長期貸付金	80	（純資産の部）	
敷金	2,052	**株主資本**	**15,453**
繰延税金資産	1,954	**資本金**	**7,203**
その他	515	**資本剰余金**	**4,944**
		資本準備金	4,944
		利益剰余金	**3,607**
		その他利益剰余金	3,607
		任意積立金	150
		繰越利益剰余金	3,457
		自己株式	**△302**
		評価・換算差額等	**97**
		その他有価証券評価差額金	97
		新株予約権	**973**
		純資産合計	**16,524**
資産合計	**47,766**	**負債純資産合計**	**47,766**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損　益　計　算　書

（自2024年 6月 1日
　至2025年 5月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		41,246
売上原価		5,327
売上総利益		35,918
販売費及び一般管理費		32,990
営業利益		2,927
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	5	
為替差益	9	
助成金収入	24	
その他	28	81
営業外費用		
支払利息	27	
支払手数料	5	
寄付金	15	
投資事業組合運用損	39	
その他	35	123
経常利益		2,885
特別利益		
新株予約権戻入益	36	
投資有価証券売却益	418	455
特別損失		
固定資産除却損	46	
本社移転費用	241	
子会社整理損	3	
投資有価証券評価損	126	
株式売却契約損失引当金繰入額	2,301	2,718
税引前当期純利益		622
法人税、住民税及び事業税	997	
法人税等調整額	△995	2
当期純利益		620

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（自2024年 6月 1日 至2025年 5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				任意積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,774	4,514	4,514	150	2,836	2,986	△2	14,274
当期変動額								
新株の発行	429	429	429					858
自己株式の取得							△299	△299
当期純利益					620	620		620
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	429	429	429	－	620	620	△299	1,179
当期末残高	7,203	4,944	4,944	150	3,457	3,607	△302	15,453

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	134	134	638	15,046
当期変動額				
新株の発行				858
自己株式の取得				△299
当期純利益				620
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36	△36	335	298
当期変動額合計	△36	△36	335	1,478
当期末残高	97	97	973	16,524

（注） 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

投資事業有限責任組合等への出資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。また、組合等がその他有価証券を保有する場合で当該有価証券に評価差額金がある場合には、評価差額金に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を、その他については定率法を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

(4)　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しています。

③　株式売却契約損失引当金

保有する株式及び今後取得予定の株式の売却契約の締結を踏まえ、これに伴って発生する損失に備えるため、その損失見込額を計上しています。

(5)　収益及び費用の計上基準

Sansan／Bill One事業

一定の期間で移転されるサービスには、営業DXサービスである「Sansan」及び経理DXサービスである「Bill One」等があり、その主たるサービスは契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しています。

また、「Sansan」の名刺、「Bill One」の請求書のデータ化の従量課金部分については、対象となる名刺または請求書の枚数及び契約に基づく単価より算出された金額を収益として認識しています。

Eight事業

一定の期間で移転されるサービスには、BtoCサービスである個人向け名刺管理サービス「Eightプレミアム」、BtoBサービスである企業向け名刺管理サービス「Eight Team」、採用関連サービス及び広告配信サービスがあります。これらは、契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格の総額を按分し収益を認識しています。

一時点で移転される財またはサービスには、BtoBサービスである採用関連サービス、広告サービス及び各種ビジネスイベントサービスがあります。

広告サービスにおいて広告物を制作し、顧客に提供される場合には、顧客に広告物が移転された時点で、収益を認識しています。また、イベントビジネスサービスではイベントの開催により財またはサービスが顧客に移転されるため、開催の都度、収益を認識しています。

2. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　2,033百万円（相殺前）

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

投資有価証券及び関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券　　2,320百万円（非上場株式）

関係会社株式　　2,081百万円

投資有価証券（非上場株式）の金額には、当社の主要な投資先であるUnipos株式会社に対する投資として種類株式1,900百万円が含まれています。

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)	有形固定資産の減価償却累計額	814百万円
(2)	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	短期金銭債権	114百万円
	短期金銭債務	152百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	19百万円
売上原価	60百万円
販売費及び一般管理費	840百万円
営業取引以外による取引高	20百万円

(2) 株式売却損失引当金繰入額

株式売却契約損失引当金繰入額は、2025年5月22日付の株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づいて行う、Unipos株式会社（以下、「Unipos社」）の普通株式及び種類株式の売却に伴って発生する損失に備えるため、その損失見込み額を計上したものです。当該損失は、2025年5月31日時点で当社が保有するUnipos社の普通株式及び種類株式の売却契約に基づく損失及び株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ社」）より株主間契約に基づいて取得する種類株式の売却契約に基づく損失からなっており、その内訳金額は以下の通りです。なお、当社は2021年5月にUnipos社の種類株式に関してDBJ社との間で株主間契約を締結しており、当該株主間契約に基づき当社がコールオプションを行使することによりDBJ社が保有するUnipos社の種類株式のすべてを追加取得することとしています。

上記の株式譲渡契約に基づく株式の譲渡は2025年7月1日付で実施しており、譲渡に伴って発生する損失は確定しています。

当社保有株式の売却契約の締結に伴って生じる損失（普通株式）	31百万円
当社保有株式の売却契約の締結に伴って生じる損失（種類株式）	907百万円
DBJ社より取得する株式の売却契約の締結に伴って生じる損失	1,362百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	142,571株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	843百万円
株式売却契約損失引当金	701百万円
投資有価証券評価損	503百万円
賞与引当金	297百万円
関係会社株式評価損	81百万円
未払事業税	62百万円
その他	639百万円
繰延税金資産小計	3,131百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,097百万円
評価性引当額小計	1,097百万円
繰延税金資産合計	2,033百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	67百万円
その他	11百万円
繰延税金負債合計	79百万円
繰延税金資産の純額	1,954百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権などの所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	寺田　親弘	－	－	当社取締役	（被所有）直接 6.5%間接 26.0%	－	新株予約権の権利行使(注1)	11	－	－
役員	富岡　圭	－	－	当社取締役	（被所有）直接 3.3%	－	新株予約権の権利行使(注1)	11	－	－
役員	塩見　賢治	－	－	当社取締役	（被所有）直接 1.7%	－	新株予約権の権利行使(注1)	11	－	－
役員	橋本　宗之	－	－	当社取締役	（被所有）直接 0.1%	－	新株予約権の権利行使(注2)	49	－	－

（注）1. 2022年8月30日開催の当社取締役会の決議により付与された第9回新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

2. 2019年1月9日開催の当社臨時株主総会の決議により付与された第3回及び第4回新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	123円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円92銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（第17回新株予約権の発行）

当社は、2025年7月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役、執行役員及び従業員に対し、第17回新株予約権を発行することを決議しました。

第17回新株予約権

新株予約権の数	5,694個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式　569,400株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使価額（円）	新株予約権1個当たり　201,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格1株当たり　2,010円 資本組入額1株当たり　1,005円
新株予約権の割当日	2025年9月12日
新株予約権の割当対象者	当社執行役員　13名 当社従業員　159名 当社子会社取締役　2名 当社子会社執行役員　1名 当社子会社従業員　4名
新株予約権の行使期間	2027年7月15日から2035年7月14日
新株予約権の行使の条件	※

（※）1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2035年7月14日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続は認めないものとする。
4. 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年７月21日

Sansan株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　木　　修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　本　剛　光

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、Sansan株式会社の2024年６月１日から2025年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年７月21日

Sansan株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　木　　修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　本　剛　光

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Sansan株式会社の2024年６月１日から2025年５月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第18期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1)　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務の執行状況、並びに本社及び主要な事業所等の業務及び財産の状況を調査しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月22日

Ｓａｎｓａｎ株式会社　監査等委員会

監査等委員会委員長　鈴　木　真　紀　㊞

監査等委員　塩　月　燈　子　㊞

監査等委員　代　田　常　浩　㊞

（注）監査等委員 鈴木真紀、塩月燈子及び代田常浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役です。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　取締役（監査等委員である者を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会に諮問したうえで取締役会において決議されています。

取締役候補者は次の通りです。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	てらだ ちかひろ 寺田 親弘 （1976年12月29日） 再任	1999年 4月　三井物産㈱入社 2006年 2月　三井物産セキュアディレクション㈱経営管理部長 2007年 6月　当社代表取締役社長(現任) ＜当社における担当＞ 執行役員/CEO/CPO	8,185,300株
2	とみおか けい 富岡 圭 （1976年5月26日） 再任	1999年 4月　日本オラクル㈱入社 2007年 6月　当社取締役(現任) 2021年 6月　Fringe81㈱(現Unipos㈱)社外取締役 ＜当社における担当＞ 執行役員/COO/Sansan事業部・Bill One事業部管掌役員	4,119,400株
3	しおみ けんじ 塩見 賢治 （1970年8月12日） 再任	1994年 4月　㈱物産システムインテグレーション(現三井情報㈱)入社 2005年 4月　㈱ウィズダムネットワークス入社 2006年 6月　㈱ユナイテッドポータル 代表取締役社長 2007年 6月　当社取締役(現任) ＜当社における担当＞ 執行役員/CISO/DPO/技術本部・Eight事業部管掌役員	2,209,400株
4	おおま ゆうた 大間 祐太 （1983年9月27日） 再任	2006年 4月　㈱ワークポート入社 2008年10月　㈱Blast入社 取締役 2010年 2月　当社入社 2019年 8月　当社取締役(現任) ＜当社における担当＞ 執行役員/CHRO/人事本部管掌役員	144,912株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	はしもとむねゆき 橋本宗之 （1982年1月10日） 再任	2004年 4月 リーマン・ブラザーズ証券㈱ 入社 2008年 9月 バークレイズ・キャピタル証券㈱ 入社 2013年 1月 DBJ投資アドバイザリー㈱ 入社 2017年11月 当社入社 2020年 8月 当社取締役(現任) 2021年 6月 Fringe81㈱(現Unipos㈱) 社外取締役 ＜当社における担当＞ 執行役員/CFO/コーポレート本部管掌役員	163,292株
6	あかうらとおる 赤浦徹 （1968年8月7日） 再任	1991年 4月 日本合同ファイナンス㈱(現ジャフコ グループ㈱) 入社 1999年10月 インキュベイトキャピタルパートナーズ設立 ゼネラルパートナー 2000年 3月 ㈱エスプール 社外取締役(現任) 2005年 6月 ㈱jig.jp 社外取締役(現任) 2007年 8月 当社社外取締役 2010年 9月 インキュベイトファンド㈱ 代表取締役(現任) 2014年10月 ㈱ダブルスタンダード 社外監査役 2015年 8月 当社社外取締役[監査等委員] 2017年12月 ㈱ispace 社外取締役(現任) 2021年 6月 ㈱ダブルスタンダード 社外取締役(現任) 2024年 8月 当社社外取締役(現任)	1,720,000株
7	こもりしげみき 古森茂幹 （1958年4月7日） 新任	1982年 4月 横河ヒューレット・パッカード㈱(現日本ヒューレット・パッカード合同会社) 入社 2014年 3月 日本ヒューレット・パッカード㈱(現日本ヒューレット・パッカード合同会社) 代表取締役副社長執行役員 2015年 4月 ㈱セールスフォース・ドットコム(現㈱セールスフォース・ジャパン) 副社長 2021年 4月 ㈱KRM設立 代表取締役(現任) 2024年 2月 ㈱セールスフォース・ジャパン 取締役副会長 2025年 2月 ㈱テミクス・グリーン 代表取締役社長(現任) 2025年 3月 ㈱ナレッジワーク 取締役CSO(現任)	―

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、赤浦徹氏は当社普通株式を1,720,000株保有しているほか、同氏が間接的に関係しているファンドに対して当社も出資を行っていますが、その他の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2025年5月31日）現在の株式数を記載しています。

3. 赤浦徹氏及び古森茂幹氏は、社外取締役候補者です。

4. 取締役の選任理由並びに社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要について

(1) 寺田親弘氏は、当社創業以来一貫して当社代表取締役を務め、長年にわたる経営経験を有するとともに、CEOとして当社の事業全般に関する戦略立案及び業務執行において強いリーダーシップを発揮し、適時適切な意思決定、経営監督の実現を図っていることから、引き続き取締役候補者としました。

(2) 富岡圭氏は、代表取締役　寺田親弘氏とともに当社を創業し、COO及び管掌役員として当社の主要事業であるSansan事業はもとよりBill One事業の成長加速を牽引するほか、国内外の事業展開を推進する等、営業部門における知見を活かして事業拡大及び売上最大化に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。

(3) 塩見賢治氏は、代表取締役　寺田親弘氏とともに当社を創業し、Eight事業管掌役員として同事業のサービス拡大及びマネタイズを推進するほか、CISO及び技術本部管掌役員として開発部門及び情報セキュリティ部門を牽引し、プロダクトの強化を通じた事業拡大及び売上最大化に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。

(4) 大間祐太氏は、CHRO及び人事本部の管掌役員として、現場目線を取り入れた実践的な人材育成及び採用に係る戦略の立案及び実行責任を担い、拡大・多様化する組織において難易度が高まる人事施策及び制度の整備を推進し、事業成長に必要不可欠な人的資本の拡充及び事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。

(5) 橋本宗之氏は、CFO及びコーポレート本部管掌役員として財務戦略の指揮及び業績管理を通じて堅調な売上高成長の継続と利益成長の加速に貢献したほか、投資戦略及びコーポレート部門の統括・組織運営を通じて事業拡大及びコーポレートガバナンスの強化に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。

(6) 赤浦徹氏は、インキュベイトファンド㈱の代表取締役として、ベンチャーキャピタル事業における長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しています。当社の事業成長に資する積極的な意見具申を行うほか、指名報酬諮問委員として当社取締役の指名、選解任、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬に関する事項その他取締役会が諮問する事項について客観的・中立的立場での関与を行っています。客観的かつ専門的な観点から適切な意思決定及び経営監督並びに経営全般及び企業投資に関する経営助言を期待できるものとして、社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年となります。本議案が承認可決された場合、引き続き指名報酬諮問委員とすることを予定しています。

(7) 古森茂幹氏は、複数のグローバルIT企業の日本法人において代表取締役等要職を歴任し、エンタープライズ事業及びソフトウエア事業に関する営業戦略や組織マネジメント、営業DXの推進に関する豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しています。客観的かつ専門的な観点から適切な意思決定及び経営監督並びに営業戦略や組織運営に関する有意義な助言を期待できるものとして、社外取締役候補者としました。本議案が承

認可決された場合、新たに指名報酬諮問委員とすることを予定しています。

5. 当社は、赤浦徹氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続するとともに古森茂幹氏との間においても同内容の契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。
6. 当社は、現任の各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、その内容の概要は事業報告「2.会社の現況　(3)会社役員の状況　③補償契約の内容の概要等」に記載の通りです。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続するとともに古森茂幹氏との間においても同内容の契約を締結する予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告「2.会社の現況(3)会社役員の状況　④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。当該契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社取締役となっています。現任の各候補者は既に当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含められることとなります。また、古森茂幹氏については、本議案が承認可決された場合、新たに当該契約の被保険者に含められることになります。なお、当社は、当該契約を現在の契約期間満了後も更新することを予定しています。
8. 当社は、赤浦徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、本議案が承認可決された場合、同氏を引き続き独立役員とすることを予定しています。
9. 当社は、古森茂幹氏が代表取締役を務める株式会社KRMとの間で営業戦略に関するコンサルティング契約を締結していますが、その報酬額は年間500万円未満と一般株主と利益相反が生じるおそれがない範囲の額であり、社外取締役としての独立性に問題ないと判断しています。なお、本議案が承認可決された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

第2号議案　監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役塩月燈子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会に諮問したうえで取締役会において決議されており、また、本議案の提出については、予め監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次の通りです。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
しおつきとうこ 塩月燈子 （1973年1月9日） 再任	1996年 4月　日本航空㈱ 入社 1999年10月　公認会計士第二次試験合格 2000年 7月　㈱サイバーエージェント 常勤監査役 2007年 3月　東京大学大学院 法務博士（専門職）取得 2017年12月　㈱サイバーエージェント 取締役[常勤監査等委員]（現任） 2021年 8月　当社社外取締役[監査等委員]（現任）	－

（注）1.　候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.　塩月燈子氏は、社外取締役候補者です。

3.　監査等委員である社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要について
塩月燈子氏は、会計士補資格並びに法務博士（専門職）の学位を持ち、財務・会計に関する相当程度の知見と監査・法務に関する幅広い見識を活かして㈱サイバーエージェントの取締役（常勤監査等委員）を務める等、事業会社における豊富な経験等を有しています。当社取締役の職務執行の監査及び監督に加えて、当社経営に対し多様性を含めた有意義な意見具申を期待できるものとして、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4.　当社は、塩月燈子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続することとなります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。

5.　当社は、塩月燈子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、その内容の概要は事業報告「2.会社の現況　(3)会社役員の状況　③補償契約の内容の概要等」に記載の通りです。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続することとなります。

6.　当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告「2.会社の現況　(3)会社役員の状況　④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の

通りです。当該契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社取締役となっています。塩月燈子氏は既に当該契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該契約を保険期間終了後も更新することを予定しています。

7. 当社は、塩月燈子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、本議案が承認可決された場合、同氏を引き続き独立役員とすることを予定しています。

第3号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案については、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会に諮問したうえで取締役会において決議されており、また、本議案の提出については、予め監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次の通りです。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
古森 茂幹（こもり しげみき） （1958年4月7日）	1982年 4月 横河ヒューレット・パッカード㈱(現日本ヒューレット・パッカード合同会社) 入社 2014年 3月 日本ヒューレット・パッカード㈱(現日本ヒューレット・パッカード合同会社) 代表取締役副社長執行役員 2015年 4月 ㈱セールスフォース・ドットコム(現㈱セールスフォース・ジャパン) 副社長 2021年 4月 ㈱KRM設立 代表取締役(現任) 2024年 2月 ㈱セールスフォース・ジャパン 取締役副会長 2025年 2月 ㈱テミクス・グリーン 代表取締役社長(現任) 2025年 3月 ㈱ナレッジワーク 取締役CSO(現任)	―

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 古森茂幹氏は、社外取締役候補者です。

3. 古森茂幹氏は、第1号議案が原案通り承認可決されますと監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合には、監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。

4. 補欠の監査等委員である社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要について

古森茂幹氏は、複数のグローバルIT企業の日本法人において代表取締役等要職を歴任し、エンタープライズ事業及びソフトウエア事業に関する営業戦略や組織マネジメント、営業DXの推進に関する豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しています。当社取締役の職務執行の監査及び監督に加えて、当社経営に対し営業戦略や組織運営に関する有意義な意見具申を期待できるものとして、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。

5. 当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。第1号議案が原案通り承認可決され、古森茂幹氏が監査等委員でない取締役に就任した場合、同氏との間においても同内容の契約を締結する予定であり、また同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該契約を継続することとなり

ます。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。

6. 当社は、各取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、その内容の概要は事業報告「2.会社の現況　(3)会社役員の状況　③補償契約の内容の概要等」に記載の通りです。第1号議案が原案通り承認可決され、古森茂幹氏が監査等委員でない取締役に就任した場合、同氏との間においても同内容の契約を締結する予定であり、また同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は事業報告「2.会社の現況　(3)会社役員の状況　④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。当該契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社取締役となっています。第1号議案が原案通り承認可決され、古森茂幹氏が監査等委員でない取締役に就任した場合、新たに当該契約の被保険者に含められることになり、また同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該契約を現在の契約期間満了後も更新することを予定しています。
8. 当社は、古森茂幹氏が代表取締役を務める株式会社KRMとの間で営業戦略に関するコンサルティング契約を締結していますが、その報酬額は年間500万円未満と一般株主と利益相反が生じるおそれがない範囲の額であり、社外取締役としての独立性に問題ないと判断しています。なお、第1号議案が原案通り承認可決された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であり、また同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員とすることを予定しています。

【ご参考】取締役候補者スキルマトリックスについて

当社グループは、「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションの下、「ビジネスインフラになる」というビジョンを掲げ、人や企業との出会いをビジネスチャンスにつなげる、働き方を変えるDXサービスを展開し、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献していくことを目指しています。

また、グループの経営戦略としてSansan／Bill One事業の売上最大化、Eight事業の収益拡大、M&Aの活用により、堅調な売上高成長の継続と利益成長の加速を目指すとともに、優先的に取り組むべきサステナビリティ上の重要課題として(1)セキュリティと利便性の両立、(2)革新的なDXサービスで働き方を変革、(3)人材の多様性を尊重し、イノベーションを生み出す、(4)急速な事業成長を支える強固な経営基盤の確立、(5)事業活動を通じた自然環境の保全の5つの重要分野において10の重要課題を特定しサステナビリティの実現に向けた活動を推進しています。

このような当社グループの経営方針、経営戦略の実行のために取締役会が備えるべき専門性及び経験として6つのスキルを特定し、スキルの多様性やバランスを考慮した上で取締役を選任することとしています。

各取締役候補者が有する専門性及び経験は、以下の通りです。

	専門性及び経験						担当するサステナビリティ上の重要分野
氏名	企業経営	データ領域 情報セキュリティ	財務・会計	法務	人事労務 人材開発	グローバル経験	
寺田親弘	●	●				●	(5)事業活動を通じた自然環境の保全
富岡圭	●	●				●	(2)革新的なDXサービスで働き方を変革
塩見賢治	●	●				●	(1)セキュリティと利便性の両立
大間祐太	●				●		(3)人材の多様性を尊重し、イノベーションを生み出す
橋本宗之	●		●	●		●	(4)急速な事業成長を支える 強固な経営基盤の確立
赤浦徹	●					●	
古森茂幹	●	●					
鈴木真紀				●	●	●	
塩月燈子	●		●	●			
代田常浩	●		●			●	

※上記一覧表は、各取締役候補者が有する全ての専門性、経験等を表すものではありません。

第4号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

1. 提案の理由

株主の皆さまとの一層の価値共有を図るとともに、中長期的な株主価値及び企業価値の向上を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を向上させ、かつ、優秀な人材を確保することを目的に、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く）に対する非金銭報酬として、株価条件付ストックオプション（以下、「本ストックオプション」）を付与したく、本ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものです。

本議案の内容は、指名報酬諮問委員会で審議し、上記の目的及び事業報告「2. 会社の現況　(3)会社役員の状況　⑤取締役の報酬等　イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載した取締役の報酬等に係る決定方針に沿うものであるとの答申を得たうえで取締役会で決定していることから相当であると判断しています。あわせて、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見を得ています。

2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

(1) ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社は、2024年8月27日開催の第17回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く）の金銭報酬として年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とすることにつきご承認をいただいておりました。

この度、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く）に対する本ストックオプションに係る報酬枠として、500百万円以内の報酬枠を設定することにつき、ご承認をお願いするものです。現在の取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く）は5名であり、第1号議案が原案通り承認可決されますと、対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く）は5名となります。

なお、本ストックオプションの公正な評価額は株価状況により変動することを踏まえ、今般新たに設定する報酬枠については、一定程度の株価上昇を想定した上限値としての額としています。また、本ストックオプションは、当社の株価が3,987円の水準に達する場合に初めて権利行使を可能にするものであり、達成しない場合には権利が失効します。そのため、当該条件を勘案したうえで、本ストックオプションの公正な評価額を算出しています。

本ストックオプションが全て行使された場合、2025年5月期末時点での発行済株式総数に対し、最大で0.51%程度の希薄化が生じますが、本ストックオプションに設定された権利行使条件が達成されることは、株主価値及び企業価値の向上に資するものであり、既存株主の皆さまの利益にも貢献できるものと認識しているため、当該発行規模は合理的なものであると考えています。本ストックオプションの発行により、その付与から権利行使までの間、会計上、毎年、株式報酬費用が計上されますが、権利行使条件が達成される場合は、前述の通り、既存株主の皆さまと株主価値及び企業価値向上の利益を共有することができ、権利行使条件が達成されない場合は、株式が発行されずに失効するとともに、計上された株式報酬費用が戻されることになるため、既存株主の皆さまが重大な不利益を被るおそれがないものと考えています。

なお、本ストックオプションには、取締役の報酬等に係る決定方針に基づき、取締役及び当該取締役の管掌領域内において法令や当社内部規程に対する重大な違反行為等があった場合に、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、取締役会の決定により、当該取締役に付与した未行使のストックオプションの全部または一部を喪失させることができるマルス条項を定めるものとします。

(2) 本ストックオプションとして発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」）の概要

①新株予約権の総数

当社取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く）に対して、本定時株主総会開催日から1年以内に発行する本新株予約権の総数は、6,500個を限度とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は、当社普通株式100株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。ただし、以上までの調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

③新株予約権の払込金額
本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しない。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法
本新株予約権の行使に際する出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」）に、本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）と同額とする。
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間は、2027年8月27日から2035年8月26日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件
・本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」）は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2035年8月26日）に至るまで

の間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。
ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

・本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
・その他の本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。

⑧新株予約権の取得に関する事項
・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
・本新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

⑨新株予約権のその他の内容等
本新株予約権のその他の内容等については、当社取締役会の決議により定める。

以上